



2021年5月20日

各 位

会 社 名 日鍛バルブ株式会社
代表者名 代表取締役社長 金 原 利 道
(コード番号 6493 東証第二部)
問合せ先 常務取締役執行役員 大野 浩
(TEL. 0463-82-1311)

定款一部変更および補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は、2021年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」および「補欠監査役1名選任の件」を第99回定時株主総会（2021年6月25日開催予定）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① コーポレート・ガバナンスの一層の強化に向けて、経営体制の透明化と説明責任の明確化を図るため、また、取締役相談役を選定していない現状に鑑み、当社定款第23条第2項の取締役相談役の選定に関する規定を削除するものであります。
- ② 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第23条 (条文省略) 2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および専務取締役、常務取締役、 <u>取締役相談役各若干名</u> を選定することができるものとする。	(代表取締役および役付取締役) 第23条 (現行どおり) 2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができるものとする。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の選任) 第33条 2. (条文省略) (条文省略) (新設)	(監査役の選任) 第33条 2. (現行どおり) (現行どおり) 3. <u>会社法第329条第3項の規定による補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u>
(監査役の任期) 第34条 2. (条文省略) 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(監査役の任期) 第34条 2. (現行どおり) <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>

(3) 実施予定日

定款変更のための定時株主総会開催日	2021年6月25日(予定)
定款変更の効力発生日	2021年6月25日(予定)

2. 補欠監査役1名選任の件

(1) 補欠監査役選任の理由

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、この決議の効力は、2024年6月開催予定の第102回定時株主総会開始の時までといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

氏 名	現 役 職 名
はらだ きよあき 原 田 清 朗	公認会計士原田清朗事務所

以 上